平成２２年（フ）第５２号
広島県福山市北本庄４丁目２番22号
債務者　池田　吉秀
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後１時30分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第４０号
沖縄県沖縄市知花６丁目23番22号　マンション誠207
債務者　安次嶺信也
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第４７号
沖縄県宜野湾市真栄原１丁目６番25号　シャトーオブキャットアンドドッグ１－Ａ
債務者　山口　勇一
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第４８号
沖縄県宜野湾市真栄原１丁目６番25号　シャトーオブキャットアンドドッグ１－Ａ
債務者　山口　裕子（旧姓通事）
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第５４号
沖縄県中頭郡読谷村字喜名458番地１　宜保マンションⅠ－202
債務者　大城　浩美（旧姓當眞）
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第５８号
沖縄県うるま市字高江洲1217番地12
債務者　神山えり子（旧姓宮里）
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第２３号
長崎県松浦市星鹿町岳崎免1150番地３、従前の住所長崎県北松浦郡佐々町皆瀬免1045番地106
債務者　谷口　秀夫
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
長崎県松浦市御厨町中野免125番地
債務者　中野　広子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第２０号
青森市浜館２丁目７番地１　アルファコートＦ１号、住民票上の住所福岡県田川市大字川宮379番地７
債務者　古賀　次郎
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月29日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９４号
青森市千刈４丁目14番24号　シャトレ千刈１号
債務者　木立裕圭子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９９号
青森市古館１丁目９番33号　レジデンスビューティーＣ－103
債務者　神山　和子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９７８号
静岡県静岡市清水区蜂ケ谷96番地　ニューライフ21－303
債務者　山本喜久代
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４号
静岡市葵区田町５丁目２番地の５
債務者　岩本　勝利
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４３７号
静岡市駿河区聖一色549番地の１
債務者　眞崎　ツギ
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月26日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部